

令和3年2月15日

埼玉県固定資産評価審議会を開催します

令和3年度は、固定資産税（市町村税）の3年に一度の評価替え年度に当たり、土地や家屋の評価額が見直されます。

埼玉県では、県内市町村の土地の価格バランスの均衡を図るため、総評価見込額及び提示平均価額の調整をしています。宅地、田、畑及び山林の総評価見込額及び提示平均価額について、埼玉県固定資産評価審議会（石川猛会長）に諮問し、答申を得て決定しています。

このたび、同審議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和3年2月22日（月曜日）午後2時から午後3時半まで
- 2 場 所 原則Web会議（一部委員はリモートによる参加）となります。
埼玉県庁本庁舎3階 選挙管理委員会室
（さいたま市浦和区高砂3-15-1）
- 3 議 題 令和3年度固定資産（土地）に係る総評価見込額及び提示平均価額について

4 傍聴の可否

選挙管理委員会室でのモニター等の傍聴は可能です。

ただし、出席委員の3分の2以上の議決により非公開とされた場合、非公開部分の審議中は退出していただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴に当たってはマスクの着用をお願いします。また、体調がすぐれない場合は御遠慮ください。

5 傍聴者の定員

会議室の都合上、傍聴者の定員は2名とさせていただきます。

傍聴の受付は、会議開始時刻の10分前から先着順で行います。

(参考：総評価見込額及び提示平均価額について)

総評価見込額とは、宅地、田、畑あるいは山林ごとの、市町村内の全ての土地の評価額の合計をいいます。

また、提示平均価額とは、上記地目ごとに総評価見込額を総地積で除したもので、当該地目の市町村内の平均価額をいいます。

総評価見込額 / 総地積 = 提示平均価額